

令和5年度答申第29号
令和5年9月14日

諮問番号 令和5年度諮問第28号（令和5年8月28日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、叔父のAは軍人として外地で戦死したところ、審査請求人は叔父Aと生計を共にしていたと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Aと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」

とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者をいうと規定している。

- (3) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。
- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。
- (5) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(4)の「これらの者以外の三親等内の親族」（以下単に「三親等内の親族」という。）は、基準日において戦没者等の遺族とみなされる先順位者（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）がなかった場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」（軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる者を含む。）であるとき（以下この要件を「生計関係の同一性」という。）に限り、戦没者等の遺族とみなすと規定している。
- (6) 上記(5)の要件（生計関係の同一性）に関しては、令和2年3月31日付け社援発0331第3号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行分）の施行について（通知）」（以下「本件通知」という。）が、戦没者等の死亡の当時、戦没者等と同一戸籍内にあった三親等内の親族については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、同一の生計関係を有していたものとして取り扱って差し支えないが、これ以外の者については、適宜の様式による「生計関係についての申立書」及び事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で、同一の生計関係を有していたか否かを総合的に判断することとすると定めている（記第3の5の(2)のウ）。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の母Cは、明治34年a月b日、父のDと母のEの間の長女として出生し、Dを戸主とする戸籍に入籍した。

叔父Aは、大正5年c月d日、DとEの間の長男として出生し、Dを戸主とする戸籍に入籍した。

(戸籍謄本(戸主:D)、改正原戸籍謄本(戸主:D))

- (2) 母Cは、大正15年4月5日、父Fと婚姻をし、Dを戸主とする戸籍から除籍となり、父Fを戸主とする戸籍に入籍した。

審査請求人は、昭和10年e月f日、父Fと母Cの間の長女として出生し、父Fを戸主とする戸籍に入籍した。審査請求人は、昭和35年11月1日、Gと婚姻をし、父Fを筆頭者とする戸籍から除籍され、Gを筆頭者とする戸籍に入籍した。

(戸籍謄本(戸主:D)、改正原戸籍謄本(戸主:D)、除籍謄本(筆頭者:父F)、戸籍全部事項証明書(G))

- (3) 叔父Aは、昭和13年11月10日、Hと婚姻をし、Hは、Dを戸主とする戸籍に入籍した。叔父Aは、昭和19年7月28日、臨時召集のため歩兵第g連隊補充隊に応召し、同年11月15日、独立歩兵第h大隊に転属となり、昭和20年6月12日、I地において戦死した。その当時、叔父Aは、Dを戸主とする戸籍に在籍していた。

(戸籍謄本(戸主:D)、改製原戸籍謄本(戸主:D)、戦没者総合台帳、独立歩兵第h大隊留守名簿、J死亡者連名簿)

- (4) 審査請求人は、令和2年10月22日、住所地のKを經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Aに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

なお、本件請求について、叔父Aの遺族で審査請求人よりも先順位のものはいない。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (5) 処分庁は、令和3年8月4日付けで、審査請求人に対し、「A様の死亡当時、あなたは同人と1年以上生計関係を有していたとは認められませんので、特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

(6) 審査請求人は、令和3年9月7日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和5年8月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下のとおり、叔父Aと一緒に住んでいたにもかかわらず、叔父Aとの1年以上の生計関係が認められない点に不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

- (1) 審査請求人は、生まれた当時から、母Cの実家（DとEの家）において、学生であった叔父Aと一緒に住んでいた。
- (2) 叔父Aは、結婚をして新居を構えたが、審査請求人は、その新居においても叔父Aと一緒に住んでいた。
- (3) 叔父Aが出征したときも、審査請求人は、一緒に住んでいたL地の家から叔父Aを見送った。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人は、叔父Aの姪（三親等内の親族）であるから、特別弔慰金の支給を受けるためには、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する遺族（「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」）に該当することが必要である。
- 2 関係戸籍によれば、以下のことが認められる。
 - (1) 叔父Aは、大正5年c月d日、DとEの間の長男として出生し、Dを戸主とする戸籍に入籍した。叔父Aは、昭和20年6月12日に戦死している。
 - (2) 母Cは、明治34年a月b日、DとEの間の長女として出生し、Dを戸主とする戸籍に入籍した。母Cは、大正15年4月5日、父Fと婚姻をし、Dを戸主とする戸籍から除籍された。
 - (3) 審査請求人は、昭和10年e月f日、父Fと母Cの間の長女として出生し、父Fを戸主とする戸籍に入籍した。以上によれば、叔父Aの死亡の当時、審査請求人は、叔父Aと別戸籍であった。

本件のように、死亡した者の死亡の当時、死亡した者と別戸籍であった者が特別弔慰金の請求をした場合には、その請求者の申立内容のみから同一の生計関係があったと推測することができる程度では、同一の生計関係があったと判断するには不十分であって、本件通知のとおり、同一の生計関係があったか否かは、事実関係を裏付ける資料によって総合的に判断すべきである。また、戸籍の記載のみによって居住地の特定をすることはできない。

- 3 審査請求人が提出した「戦没者等との生計関係申立書」（注：令和2年10月22日付けのものを指していると考えられる。）には、①叔父Aの入隊当時の住所は、「L地i丁目j」、②その当時、叔父Aと同居していた家族は、叔父Aの父母（D、E）、叔父Aの妻子（H、二男（M）、三男（N））、叔父Aの姉（母Cのほか、4名）及び審査請求人と記載し、③叔父Aとの生計関係は、上記②に記載の同居家族の全てについて「有」とした上で、④叔父Aの入隊当時の生活状況について、叔父Aは、結婚をして別所帯となり、別に家を借りていたが、上記②に記載の同居家族と生計や寝泊まりを一緒にしており、審査請求人は、叔父Aの家で暮らしていたと記載している。

審査請求人からは、上記事実の裏付けとして、叔父AがHに送った軍事郵便が提出されているが、いずれの軍事郵便にも、審査請求人が叔父Aの妻子と同居していたことや生計を共にしていたことを確認することができる記載はない。

このほか、処分庁から提出された叔父Aに係る第七回、第八回及び第十回特別弔慰金請求の請求書にも、審査請求人に関する記載はなく、審査請求人と叔父Aとの間に同一の生計関係があったことを確認することはできない。

また、弁明書によれば、処分庁は、審査請求人に対し、2度にわたり、本件請求に係る書類について整備依頼をしているが、最終的には、審査請求人から、叔父Aとの間に同一の生計関係があったことを証明する資料はないことを聞き取っている。

さらに、審査庁保管の資料を調査したところ、Hがした叔父Aに係る遺族援護法による遺族年金及び弔慰金の請求に関する資料並びに旧陸軍関係人事資料（留守名簿、死亡者連名簿）が見付かったが、これらの資料にも、審査請求人と叔父Aとの間に同一の生計関係があったことを確認することができる記載はない。

- 4 以上のとおり、審査請求人及び処分庁から提出された資料並びに審査庁保

管の資料を確認しても、審査請求人が、叔父Aの死亡の日まで引き続く1年以上、叔父Aによって生計を維持し、又は叔父Aと生計を共にしていたこと（生計関係の同一性）を確認することができないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する遺族に該当しない。

5 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和3年9月7日
弁明書の受付	: 同年11月1日
弁明書の差し替え	: 同年12月20日 (弁明書の受付から約1か月半)
弁明書の送付	: 同月23日 (弁明書の受付から約1か月半)
反論書の受付	: 令和4年1月4日
審理員意見書の提出	: 同年5月31日 (反論書の受付から約5か月)
物件の提出依頼	: 令和5年6月29日 (審理員意見書の提出から約1年1か月)
物件の提出	: 同年7月4日
本件諮問	: 同年8月28日 (審理員意見書の提出から約1年3か月、本件審査請求の受付から約1年11か月半)

(2) そうすると、本件では、①処分庁による弁明書の差し替えに約1か月半を要した（そのため、弁明書の送付に約1か月半を要した。）上、②反論書の受付から審理員意見書の提出までに約5か月、③審理員意見書の提出から諮問までに約1年3か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年11か月半もの長期間を要している。しかし、上記①から③までの手續に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認め

られない。特に、上記③の手續に約1年3か月もの長期間を要したのは、審査庁が、審理員意見書の提出を受けてから約1年1か月も経過した時点で、ようやく追加の調査をしたことによるものである。審査庁が追加の調査を速やかにしていたならば、諮問までの期間は、上記よりも1年以上短縮することができたと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、叔父Aの姪（三親等内の親族）であるから、本件では、審査請求人が、叔父Aの死亡の日（昭和20年6月12日）まで引き続く1年以上、叔父Aによって生計を維持し、又は叔父Aと生計を共にしていたか否か、すなわち、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたか否かが問題となっている。

本件通知によれば、戦没者等の死亡の当時、戦没者等と同一戸籍内にあった三親等内の親族については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、同一の生計関係を有していたものとして取り扱って差し支えないが、これ以外の者については、適宜の様式による「生計関係についての申立書」及び事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で、同一の生計関係を有していたか否かを総合的に判断することとされている（上記第1の1の(6)）。

これを本件についてみると、叔父Aの死亡の当時、審査請求人は父Fを戸主とする戸籍に、叔父AはDを戸主とする戸籍に在籍していた（上記第1の2の(2)及び(3)）から、審査請求人は、叔父Aの死亡の当時、叔父Aと同一戸籍内にはなかった。

したがって、本件では、審査請求人が、叔父Aの死亡の当時、叔父Aと同一の生計関係を有していたか否かについて、具体的な資料に基づいて検討する必要がある。

- (2) 審査請求人は、その出生時から叔父Aの出征時まで、叔父Aと一緒に住んでいたと主張する（上記第1の3）。この主張は、審査請求人が本件請求において提出した「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」（以下「現況申立書」という。）及び「戦没者等との生計関係申立書」（以下「生計関係申立書」という。）の記載内容を踏まえたものと考えられるの

で、まず、現況申立書及び生計関係申立書の記載内容について検討する。

ア 現況申立書には、叔父Aと生計関係があった家族として、叔父Aの父母（D、E）、叔父Aの妻子（H、二男（M）、三男（N））、叔父Aの姉（母Cのほか、4名）及び審査請求人が記載されている。

イ 令和2年10月22日付けの生計関係申立書には、以下の記載がされている。

(ア) 叔父Aの入隊当時の住所

L地i丁目j

(イ) 叔父Aの入隊当時における家族関係（叔父Aと同居していた家族）

叔父Aの父母（D、E）、叔父Aの妻子（H、二男（M）、三男（N））、叔父Aの姉（母Cのほか、4名）及び審査請求人

(ウ) 審査請求人が叔父Aと生計関係を有するに至った時期

昭和10年e月f日

(エ) 審査請求人が叔父Aと生計関係を有するに至った時期から叔父Aの入隊時までの生活状況

叔父Aは、結婚をして別所帯となり、別に家を借りていたが、上記(イ)の同居家族と生計や寝泊まりを一緒にしていた。審査請求人は、叔父Aの家で暮らしていて、叔父Aが入隊した当時も、叔父Aと一緒に暮らしていた。

ウ 令和3年4月23日付けの生計関係申立書には、以下の記載がされている。

(ア) 叔父Aの入隊時期及び入隊当時の住所

昭和19年7月28日、L地i丁目j

(イ) 叔父Aの入隊当時における家族関係（叔父Aと同居していた家族）

叔父Aの父母（D、E）、叔父Aの妻子（H、二男（M）、三男（N））及び審査請求人

(ウ) 審査請求人が叔父Aと生計関係を有するに至った時期

昭和10年e月f日

(エ) 審査請求人が叔父Aと生計関係を有するに至った時期から叔父Aの入隊時までの生活状況

審査請求人が昭和10年e月f日に出生したとき、叔父Aは、未婚であったため、O地で一緒に住んでいて、生計の一部を負担していた。叔父Aは、昭和13年11月10日に婚姻をしてL地に転居したが、審査

請求人も、その新居に移り、同居していた。叔父Aが入隊した当時、審査請求人は、叔父Aの家族と暮らしていた。叔父Aが戦死した時点でも、審査請求人は、叔父Aの家族と同居しており、叔父Aからの仕送りとHの収入により生活していた。

- (3) 審査請求人は、現況申立書及び令和2年10月22日付けの生計関係申立書の記載内容（上記(2)のア及びイ）の裏付けとして、叔父AがHに送った軍事郵便を提出している。これらの軍事郵便には、I地での生活の状況のほか、家族のことを心配する叔父Aの心情等が記載されているが、審査請求人のことは全く記載されていないし、審査請求人が叔父Aの家族と同一の生計関係を有していたことをうかがわせる記載も見当たらない。

また、審査請求人は、処分庁からの令和2年10月22日付けの生計関係申立書の記載内容に係る整備依頼（令和3年4月19日付け事務連絡「第十一回特別弔慰金請求書の整備について（依頼）」）を受けて提出した同月23日付けの生計関係申立書について、処分庁から、再度の整備依頼として、その記載内容（上記(2)のウ）の裏付けとなる資料の提出を求められた（同年6月25日付け事務連絡「第十一回特別弔慰金請求書の整備について（依頼）」）が、処分庁に対し、当該資料は何もないとの回答をしている（同月29日付け事務連絡「第十一回特別弔慰金請求書の整備について（回答）」）。

なお、上記(1)のとおり、叔父Aの死亡の当時、審査請求人は父Fを戸主とする戸籍に、叔父AはDを戸主とする戸籍に在籍していたところ、これらの戸籍のその当時の本籍地は、いずれも「O地」であったことが認められる（除籍謄本（筆頭者：父F）、戸籍謄本（戸主：D））が、本籍地が同じであったことのみをもって生計関係の同一性を認めることはできない。

- (4) 次に、処分庁から提出された資料によれば、叔父Aに係る過去の特別弔慰金請求（第七回、第八回及び第十一回）は、いずれも叔父Aの三男（N）がしているが、その際に提出された各現況申立書には、審査請求人の氏名は記載されていない。

さらに、審査庁保管の資料について検討すると、審査庁には、Hがした叔父Aに係る遺族援護法による遺族年金及び弔慰金の請求に関する資料並びに旧陸軍関係人事資料（留守名簿、死亡者連名簿）が保管されていたが、これらの資料にも、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することができる記載は見当たらない。

そして、一件記録を精査しても、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたと認めることができる資料は見当たらない。

- (5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたと認めることはできない。

したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に定める要件（生計関係の同一性）を満たしていないから、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をすることはできず、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美